

【みんなのビットコイン】みんなのビットコイン取引総合約款（新旧対照表）

（下線部分変更）

改定後	現行	備考欄
<p>みんなのビットコイン取引総合約款</p> <p>第1条～11条（省略）</p> <p>第12条（解約） 2.（省略）～4.（省略）</p> <p><u>5. 本約款を解約する場合、本邦通貨の1円未満の残高、及び外国通貨の小数点第二位未満の残高は切捨てて処理するものとし、お客様は当該債権を放棄するものとします。</u></p> <p><u>6. 本取引口座において建玉が無く、かつ本取引口座に本約款取引を行いうる預託（法定通貨と仮想通貨の別を問いません。）が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款に関連する契約を解除することができるものとします。</u></p> <p><u>7. 本約款が終了した場合、本約款のほか、その他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。</u></p> <p><u>8. 本約款が終了した場合でも、当社はおお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。</u></p> <p>第13条～20条（省略）</p>	<p>みんなのビットコイン取引総合約款</p> <p>第1条～11条（省略）</p> <p>第12条（解約） 2.（省略）～4.（省略）</p> <p>5. 本取引口座において建玉が無く、かつ本取引口座に本約款取引を行いうる預託（法定通貨と仮想通貨の別を問いません。）が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款に関連する契約を解除することができるものとします。</p> <p>6. 本約款が終了した場合、本約款のほか、その他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。</p> <p>7. 本約款が終了した場合でも、当社はおお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。</p> <p>第13条～20条（省略）</p>	

【みんなのビットコイン】みんなのビットコイン取引総合約款（新旧対照表）

（下線部分変更）

改定後	現行	備考欄
<p>第21条（免責事項） （1）～（10）（省略）</p> <p><u>（11）お客様が仮想通貨を当社に入庫する際に間違えたアドレスに送った場合、又は本約款取引の解約後に当社に仮想通貨を送った場合。</u></p> <p><u>（12）お客様が仮想通貨を当社から出庫する際に間違えたアドレスを入力した場合。</u></p> <p><u>（13）その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した場合。</u></p> <p>第22条～23条（省略）</p> <p>第24条（中止及び廃止） 2.（省略）～3.（省略）</p> <p><u>4. お客様は、当該廃止日までに当社に預託した法定通貨及び仮想通貨の出金又は出庫を行わなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>5. お客様は、当該廃止日までに当社に預託した法定通貨の出金が行われない場合、当社はおお客様の登録金融機関に出金を行うことをあらかじめ了承するものとします。また外国通貨の預託がある場合、当社の裁量により合理的な換算価格を用いて本邦通貨へ転換するこ</u></p>	<p>第21条（免責事項） （1）～（10）（省略）</p> <p>（11）その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した場合。</p> <p>第22条～23条（省略）</p> <p>第24条（中止及び廃止） 2.（省略）～3.（省略）</p>	

【みんなのビットコイン】みんなのビットコイン取引総合約款（新旧対照表）

（下線部分変更）

改定後	現行	備考欄
<p><u>ととします。</u></p> <p>第25条～36条（省略）</p> <p>平成29年6月30日 制定 <u>平成31年1月7日 改訂</u></p>	<p>第25条～36条（省略）</p> <p>平成29年6月30日 制定</p>	